

社会福祉法人 伊江村社会福祉協議会
役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊江村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 会長、副会長には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会 長 月額 45,000円
- (2) 副会長 月額 10,000円（ただし、民間起用のとき）
- 2 会長、副会長が会議に出席した場合は、費用弁償2,000円を支給する。
- 3 会長、副会長以外の役員については次のとおり報酬を支給する。
 - (1) 理事会、評議員会、各種委員会に出席した場合は日額4,000円
- 4 監査を行った場合の監事の報酬は日額5,000円とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、本会の給与等に関する規程第8条第5項に準じた日とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員の議決を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、定款第10条の改正に伴い県認可を受けた日（平成29年8月23日）の翌月1日から施行するものとする。